

大河原町議会政治倫理条例施行規程

〔平成26年3月5日〕
〔議会告示第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、大河原町議会政治倫理条例(平成25年条例第29号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員就任の届出)

第2条 条例第5条第2項の規定による届け出は、役員就任報告書(様式第1号)により、議員の任期開始日から30日以内に提出しなければならない。

2 役員就任報告書に変更が生じた場合には、役員就任変更届(様式第2号)を速やかに提出しなければならない。

(審査請求)

第3条 条例第7条の規定により審査を請求しようとする者は、審査請求書(様式第3号)及び審査請求者名簿(様式第4号)を、議員にあつては審査請求書(様式第5号)により提出しなければならない。

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年3月5日から施行する。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

大河原町議会議長

殿

大河原町議会議員

印

役員就任変更届

大河原町議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

大河原町議会議長 殿

[請求代表者]

住所

氏名

印

TEL

審 査 請 求 書

大河原町議会政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 疑義があると認められる者の氏名

2 疑義の内容

3 添付資料（疑義を証する資料）

様式第4号(第3条関係)

審査請求者名簿

大河原町議会政治倫理条例第7条の規定に基づき、署名します。

	署名年月日	住 所	氏 名	印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

大河原町議会議長 殿

[請求議員氏名]

(代表) 大河原町議会議員

印

大河原町議会議員

印

審 査 請 求 書

大河原町議会政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 疑義があると認められる者の氏名

2 疑義の内容

3 添付資料（疑義を証する資料）

